

令和7年4月15日
株式会社グローバル技研
代表取締役 中嶋一彰

改正派遣法に基づくマージン率等の公開について

平成27年9月30日の「改正労働者派遣法」の施行により。派遣元事業主（当社）は、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。マージン率等について公開します。

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供いたします。
（対象：2024年度（2024年4月～2025年3月））

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

- ① 派遣労働者数（2025年3月31日付）4名
 - ② 派遣先事業所数（2025年3月31日付）1事業所
 - ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額 37,780円（1日8時間あたり）
 - ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 21,062円（1日8時間あたり）
 - ⑤ マージン率平均 44.4%
- （注）マージン率計算＝ 計算式 $(③ - ④) \div ③ \times 100$ （小数点第一位未満四捨五入）

※マージン率とは

派遣先から当社に支払われる派遣料金から、派遣社員に支払う賃金を差し引いた残額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。派遣社員の雇用主として負担する社会保険料が含まれるほか、健康診断などの福利厚生費、年2回の賞与、派遣先までの通勤交通費、教育研修費用、採用に関する費用や営業費用などの諸経費が含まれています。

⑥労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か：締結有

当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：当社従業員のうち派遣労働者として業務に従事する者

当該協定の有効期間の終期：2026年3月31日

⑦教育訓練に関する事項

セキュリティ研修、言語・技術研修、階層別研修、資格取得支援等を実施しています。

⑧ 福利厚生に関する事項

関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生施設を利用することができます。

株式会社グローバル技研
許可番号 派13-310716